

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が增大している現状を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの第7期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用をまかなうために新たに保険料を算定しました。

○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、下表のとおり所得に応じて分かれています。

【第7期（30～32年度）保険料 保険料基準額（年額） 71,400円】

（※参考：第6期保険料基準額（年額） 66,000円）

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）
第1段階	①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者 ③町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.45	32,130円
第2段階	町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	53,550円
第3段階	町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.75	53,550円
第4段階	町民税課税世帯で本人に町民税が課税されてない	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方 基準額×0.90	64,260円
第5段階	合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.00	71,400円
第6段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.20	85,680円
第7段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	92,820円
第8段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	107,100円
第9段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間300万円以上の方	基準額×1.70	121,380円

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

○介護保険料の納め方

年齢等	介護保険料の納め方
40～64歳の方（第2号被保険者）	加入している医療保険の保険料と合わせて納めます
65歳以上の方	受給する年金が年額18万円以上の方 (月額1万5千円以上の方)
	特別徴収で納めます 年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。
	受給する年金が年額18万円未満の方 や年度の途中で65歳になった方など
	普通徴収で納めます 役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。 納付場所 各総合支所、各出張所、納付書に記載された町の指定金融機関、コンビニ等で納めます。 ※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで閉じたもの等、納付できないものもあります。コンビニで納付できない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。 ※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

△保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～2割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

※平成30年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

◆問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820(73)5503